

# 第3期 鹿沼市地域福祉活動計画

平成30年度 ～ 平成34年度

【平成29年度 福祉ポスター 最優秀賞】



【小学生の部】

大島沙弥さん（みなみ小学校5年）



【中学生の部】

矢野菖さん（東中学校1年）

平成30年3月



社会福祉  
法 人

鹿沼市社会福祉協議会



# はじめに

平成 27 年 9 月、台風 18 号によって、わたしたちのふるさと「鹿沼市」においても、多くの家屋が床上・床下浸水等の被害に遭いました。後に、「関東・東北豪雨水害」と命名された市始まって以来の災害に際し、鹿沼市社会福祉協議会では初めて災害ボランティアセンターを立ち上げ、全国各地から 6,476 名ものボランティアの方々を受け入れ、被災家屋の復旧作業に全力で取り組みました。県内外の多くの皆さんからのチカラがなかったら、災害ボランティアセンターの業務をやり切ることはできなかったと思います。この水害で、住民や団体・組織等が連携した支え合いがいかに大切かということを痛切に感じました。この時の経験は、感謝の思いと同時に、大きな教訓として引き継がれています。



現在、少子高齢化や格差・貧困の拡大などにより、地域社会の課題は、ますます複雑・多様化してきています。災害発生時のみならず、地域で生活を送る上においても、「自助」「近助（互助）」「共助」「公助」が極めて重要です。特に、自分ひとりや家庭だけでは解決できない困りごとや、行政サービスでは対応しきれない課題を解決して行くために、住民や団体・組織等が連携した支え合いの精神が、より一層求められています。

このたび、私たち鹿沼市社会福祉協議会では、『向こう三軒両隣 誰もが心地よく暮らせるまち』を基本理念とする第 3 期鹿沼市地域福祉計画を基本に、市内 17 地区の実情に応じた「第 3 期鹿沼市地域福祉活動計画」を策定いたしました。この計画の着実な実施により、地域福祉の更なる充実を図ってまいります。

結びに、本計画策定にあたり、策定小委員会の委員の皆さまや、17 地区の福祉活動（コミュニティ）推進協議会の委員の皆さまに感謝申し上げますと共に、今後とも地域福祉活動推進のためにご理解ご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

平成 30 年 3 月

社会福祉法人  
鹿沼市社会福祉協議会  
会長 池 澤 光 男



## — 目次 —

### 総論 地域福祉活動計画の概要

1	地域福祉とは	3
2	地域福祉活動計画とは	4
3	社会福祉協議会とは	4
4	地域福祉の対象者と担い手	5
5	計画の期間	6
6	基本理念	6
7	基本目標	7
8	計画の体系	8

### 各論 各地区の取り組み

1	北部地区	11
2	中央地区	17
3	東部地区	23
4	菊沢地区	31
5	東大芦地区	37
6	北押原地区	45
7	板荷地区	53
8	西大芦地区	59
9	加蘇地区	67
10	北犬飼地区	73
11	東部台地区	81
12	南摩地区	89
13	南押原地区	97
14	粟野地区	105
15	粕尾地区	113
16	永野地区	119
17	清洲地区	125

### 資料編

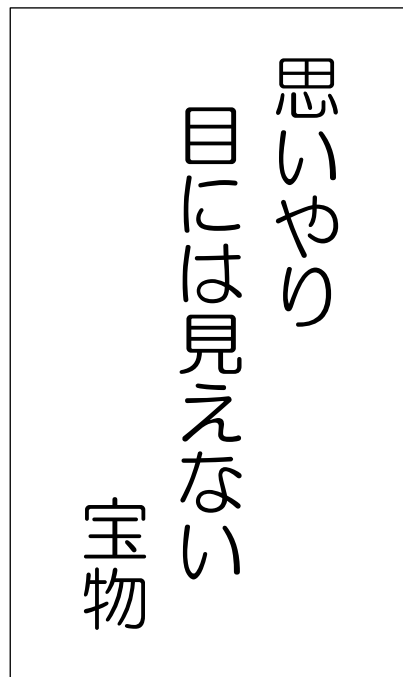
1	鹿沼市地域福祉活動推進事業補助金交付要領等	135
2	鹿沼市社会福祉協議会 17地区担当者一覧	142



# 総論

## 地域福祉活動計画の概要

【平成29年度 福祉標語 最優秀賞】



【小学生の部】

西坂彩音さん（板荷小学校6年）

## 1 地域福祉とは

社会福祉の問題は特殊な人々に生ずる特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じてまわりの人々の助けを得ながら生きています。その助けは、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは問題を自分以外の人から援助や支援を得て解決しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、地域などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、普通の生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」と考えられます。

そのためには、まずは個人や家庭でできることは自分たちで取り組む【自助】、それでもなお解決できないことは、地域のご近所さん同士が相互に助け合う【近助（互助）】、自分ひとりや家庭だけでは解決できない「困りごと」や行政サービス・民間のサービスでは対応できない問題を解決していくために、住民、団体・組織、企業等が連携した地域づくりや支え合い【共助】、公的なサービス提供や、行政でなければ解決できない問題は行政が行う【公助】が求められています。

(参考) 社会福祉法より抜粋  
(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。





## 2 地域福祉活動計画とは

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であることが明確に位置づけられています。地域では、福祉活動を行う組織や団体（各地区福祉活動(コミュニティ)推進協議会や自治会、民生委員児童委員、ボランティア、NPO など）が活動しています。地域福祉を推進していくためには、このような組織や団体と協働しながら、一人ひとりが地域福祉活動を実践する一員として、自主的に活動に参加することが大切です。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となり、多くの住民代表等の参加を得て住民の行動指針として策定された、民間による自主的な計画です。

(参考) 社会福祉法より抜粋

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、且つ指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

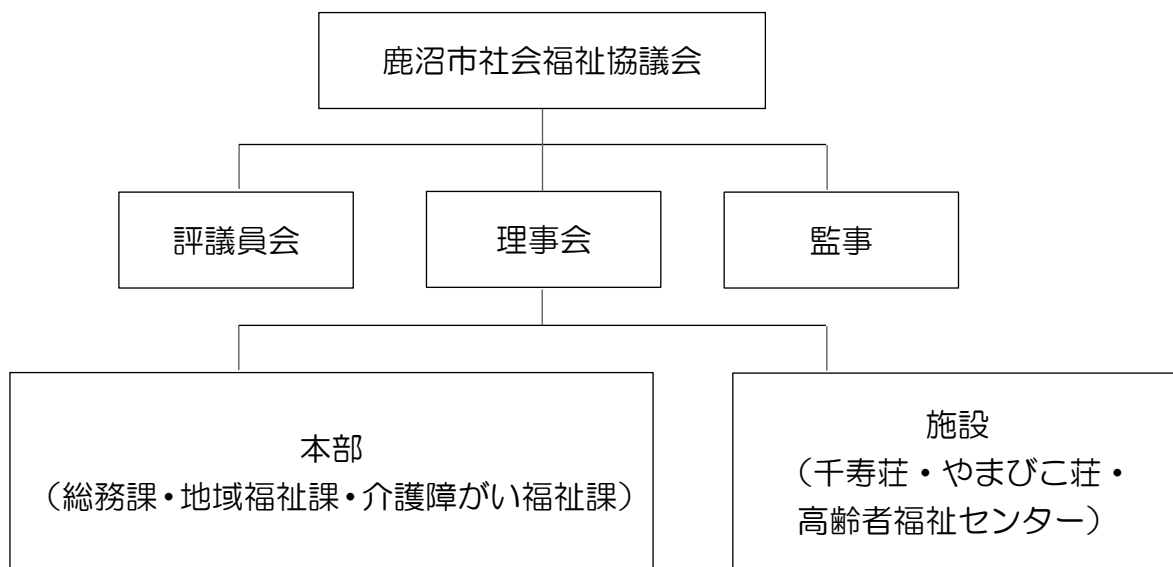
1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## 3 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、全国・都道府県・市区町村など地域単位にそれぞれ組織され、「誰もが住み慣れた地域社会で、安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を目的としている組織です。また、地域住民やボランティア、福祉・保健関係者の協力・参加を得ながら活動することを特長とし、民間としての「自主性」と地域住民や社会福祉関係者、各種福祉施設に支えられる「公共性」という2つの側面を併せ持っています。

鹿沼市社会福祉協議会は、市民の皆様からの会費を基に、様々なニーズの実現のため、特に地域福祉の充実を図るために市民ぐるみの事業を推進しています。

## (1) 組織図



## (2) 地区社会福祉協議会とは

鹿沼市内の中学校区をベースに分けられている 17 地区では、その中で発生する様々な福祉課題の解決に向け、それぞれの特色を生かしながら自治会、民生委員児童委員、女性団体等によって主体的に組織された各地区福祉活動（コミュニティ）推進協議会（通称「地区社会福祉協議会」）の下、福祉のまちづくりの実現に向けて自主的に事業を展開し、住民に最も身近な社協として、より具体的で地域の特性を活かした支援の仕組みづくりと福祉活動を進めています。

## 4 地域福祉の対象者と担い手

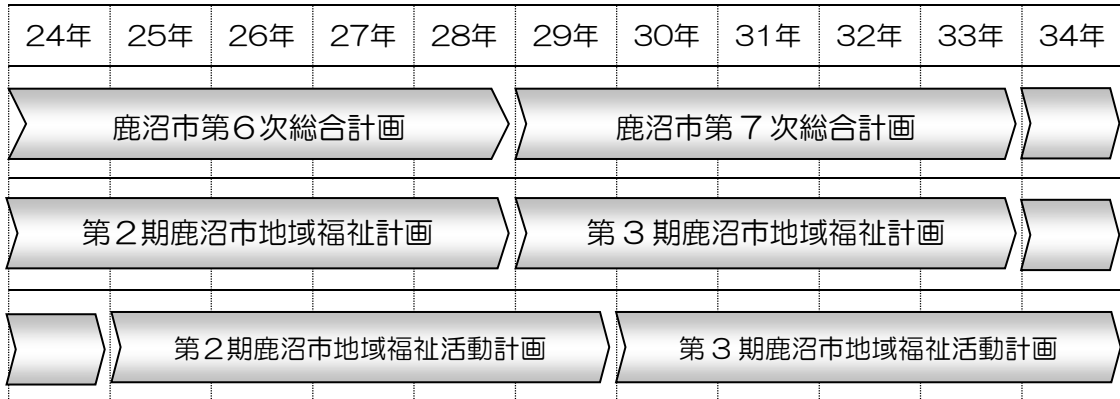
地域福祉の対象者は、年齢、障がいの有無、国籍、性別等に関わりなく、地域で暮らす、すべての人々です。地域福祉の担い手も同様です。地域住民、自治会、行政、学校、社会福祉協議会、NPO等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。



## 5 計画の期間

第3期鹿沼市地域福祉活動計画の運用期間は、平成30年度～34年度までの5年間とし、第3期鹿沼市地域福祉計画との整合性を保ちながら、計画の推進と評価を進め、その成果を踏まえた上で見直しをしていきます。

【関係計画の期間との関係】



## 6 基本理念と基本目標

### (1) 基本理念

向こう三軒両隣 誰もが心地よく暮らせるまち

地域には、何らかの支えを必要としている人がいます。今、支えなしに暮らしている人も、いつ人の支えを必要とするようになるかもしれません。

また、支えを必要としている人に対して、可能な範囲で助け合うことは、心の豊かな市民としての大切な役割です。東日本大震災や関東・東北豪雨水害、また子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪や事故が多発する中、助け合いやつながりの意識は、市民の中で非常に高くなっています。安心して暮らすことのできるまちとは、まずお互いの「心のふれ合い」から始まり、「かよい合う」ことで、支え合ったり助け合ったりすることができます。

それが福祉力となり、地域力となっていきます。このような願いをこめて基本理念を定めました。

## (2) 基本目標

### ①健やかに 笑顔で暮らせる地域づくり

地域福祉を多くの市民の参加を得ながら、円滑に進めていくためには、地域としての環境づくりが必要です。これは、保健・医療・福祉という限定された範囲にとどまらず、日常生活において、乳幼児から高齢者までのすべての世代が、健やかに笑顔で暮らすことのできるまちづくりを進めていく必要があります。

地域福祉の基本目標の1つ目として、このような地域福祉の幅広い考え方を基に、災害・犯罪・事故等の緊急事態や、まち全体の環境に焦点をあて、安全・安心に誰もが暮らせるまちづくりに、地域ぐるみで取り組んでいきます。

### ②ひとりぼっちにしないさせない 架け橋づくり

支え合い・助け合いの心は、暮らしや様々な人々との関わり合いの中で活かすことができますが、核家族化が進み、ひとり暮らしの人が増えるなど、人と人とのふれ合いが少なくなりがちな昨今では、気軽にふれ合い、交流のできる場やコミュニケーションを積極的に進めていくことが大切です。

地域福祉の基本目標の2つ目として、人が本来持っている欲求のひとつであるふれ合いを重視し、ぬくもりや思いやりの中で、「あそこ」に行くと知り合いがいて「ホッ」とし、自然に笑顔になれるような身近な居場所や機会の仕組みづくりを地域ぐるみで進めて、一人ひとりの架け橋となるような地域づくりに取り組んでいきます。

### ③困ったときはお互い様 共に助け合う人づくり

地域には、様々な助けを必要としている人々が暮らしています。また、健康で何不自由のない暮らしをしていても、いつ助けが必要になるかわかりません。安全で快適な暮らしを送るためには、地域の一員として生活を送り、住みやすい地域にしていく取り組みが求められます。

地域福祉の基本目標の3つ目として、人は地域社会の中で、絆で結ばれながら暮らしているため、支え合い・助け合いの気持ちを常に持ちながら、「困ったときはお互い様」の精神で、互いを理解し手を差し伸べあえる、共に助け合う人づくりを、地域ぐるみで進めていきます。

## 7 計画の体系

### 基本理念

向こう三軒両隣 誰もが心地よく暮らせるまち



### 基本目標

- ①健やかに 笑顔で暮らせる地域づくり
- ②ひとりぼっちにしないさせない 架け橋づくり
- ③困ったときはお互い様 共に助け合う人づくり



### 17 地区別の取り組み

- ①北部地区の取り組み (11 ページ)
- ②中央地区の取り組み (17 ページ)
- ③東部地区の取り組み (23 ページ)
- ④菊沢地区の取り組み (31 ページ)
- ⑤東大芦地区の取り組み (37 ページ)
- ⑥北押原地区の取り組み (45 ページ)
- ⑦板荷地区の取り組み (53 ページ)
- ⑧西大芦地区の取り組み (59 ページ)
- ⑨加蘇地区の取り組み (67 ページ)
- ⑩北犬飼地区の取り組み (73 ページ)
- ⑪東部台地区の取り組み (81 ページ)
- ⑫南摩地区の取り組み (89 ページ)
- ⑬南押原地区の取り組み (97 ページ)
- ⑭栗野地区の取り組み (105 ページ)
- ⑮粕尾地区の取り組み (113 ページ)
- ⑯永野地区の取り組み (119 ページ)
- ⑰清洲地区の取り組み (125 ページ)

